

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
2020年度 特別助成金 募集要項

交付対象

- (1) 青少年スポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励または自ら行い、実施している団体とします。
- (2) 団体とは次のとおりです。
 - 1 スポーツ振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人または一般財団法人
 - 2 上記以外の団体であって以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）
 - ア．団体の意志を決定し執行する組織が確立していること
 - イ．自ら経理し監査する等会計組織を有していること

交付金額

指定の期間に予定する一つの事業予算の2分の1（上限100万円）以内とします。

対象となる事業費

原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。

主に、会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。

但し、協賛金的な性格を有するものについては対象外です。

申請手続

「青少年スポーツ振興に関する特別助成金交付申請書」に必要事項を記入し、実施を証明する書類（大会要項、事業企画書、前年度事業報告書、前回事業パンフレット等）を添付して、当財団事務局宛に郵送で申請してください。なお、申請書類は返却いたしません。

申請期限と交付決定

対象期間：2020年11月～2021年3月の事業

申請期限：2020年9月30日（当日消印有効）

交付決定：2020年10月26日（予定）

審査と結果通知

当財団の審査委員会で審査のうえ、可否に関わらず申請団体に郵送にて通知を行います。
可否に係わる問い合わせには、いかなる場合であっても回答致しかねますのでご了承ください。

事業完了報告

助成金を受けた団体が助成事業を完了したときは、特別助成金事業実施報告書（指定書式・当財団ホームページよりダウンロード可）により概ね事業完了後2か月のうちに、当財団宛に郵送にて報告してください。

助成金の経理

助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。

その他

- (1) 助成団体に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページで団体名・事業名を公表する場合があります。
- (2) 申請書類上の個人情報は、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。
- (3) 申請に際し、別紙「特別助成金に関してのよくあるご質問」もご参照ください。

問い合わせ・申請書送付先

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局

〒113-8543 東京都文京区湯島 3-23-13 ヨネックス株式会社内

TEL 03-3839-7195 E-mail zaidan@yonex.co.jp

HP <http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html> ※申請書等ダウンロード可

電話受付 平日 9時～17時（土日祝日休み）